

愛知県地域保健医療計画（案）の変更点

主な変更点

変更前	変更後	変更理由
第3部 医療提供体制の整備		
第1章 保健医療施設の整備目標		
第4節 保健施設の基盤整備		
「1 地域保健法」の「課題」 ○ 保健所と市町村は、地域の健康課題を共有し、分野横断的・重層的な連携体制のもと地域保健対策を推進していく必要があります。	○ 県保健所と市町村は、地域の健康課題を共有し、分野横断的・重層的な連携体制のもと地域保健対策を推進していく必要があります。 (P54)	市町村意見の反映
「地域保健対策の体系図」	「<都道府県>保健所」と「市町村」の間に双方向の矢印で連携を追加 (P56)	市町村意見の反映
第2章 機能を考慮した医療提供施設の整備目標		
第1節 がん対策		
「3 医療提供体制」	「現状」に追加 ○ <u>合併症予防などに資するため医科歯科連携による口腔ケア推進の取組が行われています。</u> (P59)	県歯科医師会意見の反映
第2節 脳卒中対策		
「2 予防」の「現状」の2つ目の○ 特定健康診査実施率 47.2%	特定健康診査実施率 <u>45.9%</u> (P67)	厚生労働省からデータが修正されたため
「今後の方策」の1つ目の○ ○ 疾患予防のため、個々の生活習慣と疾患との関連について県民の理解を深めるとともに、早期発見・早期治療のため、特定健康診査受診率向上に向けた取組を支援していきます。	○ 疾患予防のため、個々の生活習慣と疾患との関連について県民の理解を深めるとともに、早期発見・早期治療のため、 <u>関係機関と連携し</u> 、特定健康診査受診率向上に向けた取組を支援していきます。 (P68)	パブリックコメントの意見の反映
第3節 急性心筋梗塞対策		
「2 予防」の「現状」の2つ目の○ 特定健康診査実施率 47.2%	特定健康診査実施率 <u>45.9%</u> (P72)	厚生労働省からデータが修正されたため
「今後の方策」の1つ目の○ ○ 疾患予防のため、個々の生活習慣と疾患との関連について県民の理解を深めるとともに、早期発見・早期治療のため、特定健康診査受診率向上に向けた取組を支援していきます。	○ 疾患予防のため、個々の生活習慣と疾患との関連について県民の理解を深めるとともに、早期発見・早期治療のため、 <u>関係機関と連携し</u> 、特定健康診査受診率向上に向けた取組を支援していきます。 (P73)	パブリックコメントの意見の反映

変更前	変更後	変更理由
第4節 糖尿病対策		
「2 糖尿病予防」	<p>「現状」に追加</p> <p>○ 本県の平成 22 年度の特定健康診査実施率は 45.9% (全国 43.2%)、特定保健指導実施率は 11.4% (全国 13.1%) です。 (P77)</p>	市町村意見の反映
第5節 精神保健医療対策		
「7 認知症」の「現状」の2つ目の○ ○ 県内には、認知症の専門相談や鑑別診断等を行う認知症疾患医療センターとして、大府市の長寿医療研究センター及び名古屋市内の3病院の、合計4か所が整備されています。	○ 県内には、認知症の専門相談や鑑別診断等を行う認知症疾患医療センターとして、 <u>7か所</u> が整備されています。 (P84)	新たに認知症疾患医療センターが指定されたため
「目標値」の「○認知症疾患医療センター」 4か所 (平成 24 年 10 月)	<u>7</u> か所 (平成 25 年 3 月) (P85)	新たに認知症疾患医療センターが指定されたため
第8節 感染症・結核対策		
1 感染症対策		
「3 予防接種の実施」の「課題」の2つ目の○ ○ 定期の予防接種対象者の利便性を高めるため、全県域で接種が受けられるよう、予防接種の広域化が望まれています。	○ 定期の予防接種対象者の利便性を高め、全県域で <u>安心して接種</u> が受けられるよう、予防接種の広域化が望まれています。 (P95)	市町村意見の反映
第9節 歯科保健医療対策		
「4 ライフステージに応じた歯科保健対策」の「現状」の4つ目の○ 成人・老人を対象とした	成人・高齢者を対象とした (P115)	パブリックコメントの意見の反映
「4 ライフステージに応じた歯科保健対策」	<p>「課題」に追加</p> <p>○ 市町村や職域における歯周病対策の推進や歯科医療の円滑な提供ができるよう環境整備を図る必要があります。 (P116)</p>	県歯科医師会意見の反映
第3章 救急医療対策		
「1 救急医療体制の整備」「(2) 第2次救急医療体制」 「現状」の3つ目の○ ○ 平成 24 年 10 月 1 日現在、96 か所の医療機関が病院群輪番制に参加しています (図 3-②)。また、この他に、救命救急センターを設置している 18 か所の第3次救急医療機関のうち、11 か所が輪番に参加して第2次救急医療体制の支援を行っています。	○ 平成 24 年 10 月 1 日現在、96 か所の医療機関が病院群輪番制に参加しています (図 3-②)。また、この他に、救命救急センターを設置している 18 か所の第3次救急医療機関のうち、 <u>広域 2 次救急医療圏域</u> の事情により、やむを得ず、11 か所が輪番に参加して第2次救急医療体制の支援を行っています。 (P119)	市町村意見の反映 (圏域保健医療福祉推進会議でも同様の意見あり)

変更前	変更後	変更理由																																
「課題」の2つ目の○ ○ 第2次救急医療機関の不足により、 <u>やむを得ず</u> 、第3次救急医療機関が病院群輪番制に参加し、第2次救急医療を担っている広域2次救急医療圏が7医療圏あります。この現状を踏まえて、第2次救急医療体制の在り方について検討する必要があります。	○ 第2次救急医療機関の不足により第3次救急医療機関が病院群輪番制に参加し、第2次救急医療を担っている広域2次救急医療圏が7医療圏あります。この現状を踏まえて、第2次救急医療体制の在り方について検討する必要があります。(P119)	市町村意見の反映 (圏域保健医療福祉推進会議でも同様の意見あり)																																
第4章 災害医療対策																																		
「2-2 発災時対策」の2つ目の○ ○ 医療救護所や避難所において、順次医療救護班による医療救護を開始します。	○ <u>医療機関や医療救護所、避難所において、順次医療救護班による活動を行います。</u> (P130)	市町村意見の反映																																
「2-2 発災時対策」	「現状」に追加 ○ <u>保健所及び市町村の保健師は、連携・協力して、保健活動を開始します。</u> (P130) 「課題」に追加 ○ <u>迅速に保健活動が行えるよう、平時からの演習実習等、体制整備に向けた取組が必要です。</u> (P130)	市町村意見の反映																																
「体系図の説明」の1つ目の○	次の文章を追加 <u>なお、災害には、地震、風水害、火山災害、雪害等の自然災害から、海上災害、航空災害、鉄道災害、道路災害、大規模な事故による災害（事故災害）に至るまで様々な種類があります。</u> (P134)	市町村意見の反映																																
第6章 小児医療対策																																		
第2節 小児救急医療対策	「表6-2-2 小児救急電話相談事業の推移」を追加 (P151) <table border="1"><thead><tr><th></th><th>平成17年度</th><th>平成18年度</th><th>平成19年度</th><th>平成20年度</th><th>平成21年度</th><th>平成22年度</th><th>平成23年度</th></tr></thead><tbody><tr><td>件数</td><td>1,682件</td><td>2,932件</td><td>3,763件</td><td>5,245件</td><td>7,853件</td><td>8,796件</td><td>10,209件 〔7~8月のみ 毎日試行実施〕</td></tr><tr><td>相談体制</td><td colspan="7">→ → →</td></tr><tr><td></td><td>【H17年4月~】 小児科医1名</td><td>【H19年7月~】 看護師2名+</td><td>【H21年7月~】 看護師3名+ 支援小児科医師1名</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></tbody></table>		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	件数	1,682件	2,932件	3,763件	5,245件	7,853件	8,796件	10,209件 〔7~8月のみ 毎日試行実施〕	相談体制	→ → →								【H17年4月~】 小児科医1名	【H19年7月~】 看護師2名+	【H21年7月~】 看護師3名+ 支援小児科医師1名					市町村意見の反映
	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度																											
件数	1,682件	2,932件	3,763件	5,245件	7,853件	8,796件	10,209件 〔7~8月のみ 毎日試行実施〕																											
相談体制	→ → →																																	
	【H17年4月~】 小児科医1名	【H19年7月~】 看護師2名+	【H21年7月~】 看護師3名+ 支援小児科医師1名																															

変更前	変更後	変更理由
第3節 小児がん対策		
「2 医療提供体制」の「現状」 国は、平成25年〇月に、固形腫瘍及び造血器腫瘍における治療実績を有し、連携協力病院等とともに、専門的な小児がん医療を提供する医療機関について、全国で〇医療機関を小児がん拠点病院として指定しています。	○ 国は、平成25年 <u>2</u> 月に、固形腫瘍及び造血器腫瘍における治療実績を有し、連携協力病院等とともに、専門的な小児がん医療を提供する医療機関について、全国で <u>15</u> 医療機関を小児がん拠点病院として指定しています。 本県では、名大附属病院が指定されています。 (P153)	国が小児がん拠点病院を指定したため
第8章 在宅医療対策		
1 プライマリ・ケアの推進		
「現状」 「課題」の1つ目の〇 ○ 健康づくりから疾病管理まで一人ひとりの特性にあったプライマリ・ケアが受けられるよう、かかりつけ医、かかりつけ歯科医の重要性について啓発する必要があります。	○ <u>医薬分業の推進などにより薬局の果たす役割も大きくなっています。</u> (P162) ○ 健康づくりから疾病管理まで一人ひとりの特性にあったプライマリ・ケアが受けられるよう、かかりつけ医、かかりつけ歯科医、 <u>かかりつけ薬局の重要性</u> について啓発する必要があります。 (P162) ○ 医師会、歯科医師会、市町村等と連携を密にし、かかりつけ医、かかりつけ歯科医の重要性についての啓発を行うなど、かかりつけ医、かかりつけ歯科医の普及に努めます。	圏域保健福祉推進会議において、医薬分業の推進などにより薬局の果たす役割も大きくなってきてるので、「かかりつけ薬局」について記述してほしい旨の意見を反映
「今後の方策」の1つ目の〇 ○ 医師会、歯科医師会、市町村等と連携を密にし、かかりつけ医、かかりつけ歯科医の重要性についての啓発を行うなど、かかりつけ医、かかりつけ歯科医の普及に努めます。		